受付 令和　年　月　日
午前・午後　時　分

補記事項　有・無

# 婚　姻　届

令和　年　月　日 届出

(あて先)　長

| 受理 令和　年　月　日 第　号 | 通知 令和　年　月　日 第　号 |
|---|---|

| 書類調査 | 戸籍記載 | 記載調査 | 調査票 | 附票 | 住民票 | 通知 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |

| | | 夫になる人 | 妻になる人 |
|---|---|---|---|
| (1) | (よみかた)<br>氏名 | 氏　名 | 氏　名 |
| | 生年月日 | 大正 平成<br>昭和 令和　年　月　日 | 大正 平成<br>昭和 令和　年　月　日 |
| (2) | 住所<br>(住民登録をしているところ) | 世帯主の氏名 | 世帯主の氏名 |
| (3) | 本籍<br>(外国人のときは国籍だけを書いてください) | 番地<br>筆頭者の氏名 | 番地<br>筆頭者の氏名 |
| | 父母及び養父母の氏名<br>父母との続き柄<br>(右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄にかいてください) | 父 / 母　続き柄 男 | 父 / 母　続き柄 女 |
| | | 養父 / 養母　続き柄 養子 | 養父 / 養母　続き柄 養女 |
| (4) | 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 | □夫の氏 □妻の氏　新本籍 (左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)　番地 番 | |
| (5) | 同居を始めたとき | 平成 令和　年　月 (結婚式をあげたとき，又は，同居を始めたときのうち早いほうを書いてください) | □結婚式をあげておらず，同居もしていない |
| (6) | 初婚・再婚の別 | □初婚 再婚 (□死別 昭和・平成・令和　年　月　日 / □離別 年　月　日) | □初婚 再婚 (□死別 昭和・平成・令和　年　月　日 / □離別 年　月　日) |
| (7) | 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯の主な仕事と | 夫 妻　1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯<br>夫 妻　2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯<br>夫 妻　3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）<br>夫 妻　4．3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）<br>夫 妻　5．1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯<br>夫 妻　6．仕事をしている者のいない世帯 | |
| (8) | 夫妻の職業 | (国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)<br>夫の職業 | 妻の職業 |
| | その他 | | |
| | 届出人署名<br>(※押印は任意) | 夫　印 | 妻　印 |
| | 事件簿番号 | | |

| 住定日 | 夫　・　・ |
|---|---|
| | 妻　・　・ |

| 連絡先 | 夫 | 携帯　－　－ |
|---|---|---|
| | 妻 | 携帯　－　－ |

| 本届書中 |
|---|
| 字訂正<br>字削除<br>字加入 |
| 訂正署名又は押印 |
| 夫 |
| |
| 妻 |
| |

| 来庁者 | 確認 | 通知 |
|---|---|---|
| 夫 | 個・免・他 | 有・無 |
| 妻 | 個・免・他 | 有・無 |
| 使者 | 個・免・他 | 確認票 |

| 不受理 | 夫 | 有・無 | 担当： |
|---|---|---|---|
| | 妻 | 有・無 | 担当： |

**消えるボールペンで記入しないでください**

2024.09

| 証人 | | |
|---|---|---|
| 署名<br>(※押印は任意) | 印 | 印 |
| 生年月日 | 大正 平成<br>昭和 令和　年　月　日 | 大正 平成<br>昭和 令和　年　月　日 |
| 住所<br>(住民登録をしているところ) | | |
| 本籍<br>(外国人のときは国籍だけを書いてください) | 番地<br>番 | 番地<br>番 |

**記入の注意**

◎ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
◎ 証人は２名必要です。成年者で婚姻の事実を知っている人であれば、どなたでもかまいません。
◎ 住所の変更は別途手続きが必要です。住所変更届を同時にされる場合は、新住所を記入してください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

★届書を持参した人の本人確認をしますので、個人番号（マイナンバー）カードや運転免許証の提示をお願いします。（本人確認書類がなくても届出はできます。）
★戸籍届は、土・日曜日や祝日、夜間などの時間外でも届出ができます。
（この場合、開庁時間内に各区役所区民生活課・行政センター（旧区役所）・支所・戸籍届出を扱うセンターで審査を受けてから提出してください。）

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。